

6 農道整備事業関係

(1) 農道整備事業には、どのような種類がありますか。

事業の目的

農業振興地域内において、農業生産性の向上及び農産物流通の合理化を図り、地域農業の振興と、併せて農村環境の改善を目的としています。

補助事業の種類

農道整備事業には、以下の交付金・補助事業があります。

- 農山漁村地域整備交付金（農地整備事業（通作条件整備））
 - …基幹農道整備（一般型）、（保全対策型）
 - …一般農道整備（一般型）、（樹園地等型）、（農業集落間型）、（保全対策型）
- 農村整備事業（農道・集落道整備事業）
 - …強靱化型、高度化型
- 福島再生加速化交付金（農地整備事業（通作条件整備））
 - …基幹農道整備（一般型）、（保全対策型）
 - …一般農道整備（一般型）、（樹園地等型）、（農業集落間型）、（保全対策型）

以上のほか、農道を市町村道または林道と併せて実施し、パッケージで効用発揮を目指す、地方創生推進交付金の制度があります。

6 農道整備事業関係

事業の負担割合

	負担割合(%)			
	国	県	地元	
(1)農山漁村地域整備交付金	基幹農道整備(一般型)	50	36.7	13.3
	一般農道整備(一般型)	50	25	25
	一般農道整備(農業集落間型)	50	30	20
(2)福島再生加速化交付金	基幹農道整備(一般型)	75	18.35	6.65
	一般農道整備(一般型)	75	12.5	12.5
	一般農道整備(農業集落間型)	75	15	10

※保全対策型、樹園地等型、農村整備事業(強靱化型、高度化型)は補助率未定

留意事項

(1) 受益地

- 1) 農振農用地であることが必要です。
- 2) 開発予定地を含める場合
 - ・農道事業の採択までに農用地開発事業の着手が確実となっていないとではなりません。
 - ・原則として事業着手のための土地改良法第85条の同意を農用地開発事業の受益者全員から得ていないとではなりません。
 - ・農地開発基本計画が決定していないとではなりません。

(2) 市町村道

幹線市町村道は、事業の対象としません。

(3) 計画路線の規模

接続する既設道路以上の農道は計画できません。

ただし、道路管理者より、農道完了以前に既設道路の改修計画確約書があれば考慮します。

- (4) 一般農道整備・基幹農道整備を計画する場合、通作条件整備計画の策定が採択要件となります。

6 農道整備事業関係

- (5) 農道保全対策型を実施する場合、保全対策基本方針の策定が採択要件となります。
- (6) 広域農道を農道整備実施要綱に基づき計画する場合、広域営農団地整備計画の策定、又は、農山漁村地域整備交付金実施要領に基づき計画する場合、流通・通作条件整備計画の策定が採択要件となります。
- (7) 農村整備事業の強靱化型・高度化型を実施する場合、農村インフラ整備計画の策定が採択要件となります。
- (8) 保全対策型・強靱化型を実施する場合、個別施設計画が策定されている必要があります。

(2) 一般農道整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

幹線から末端耕作道までの農道網の整備を行います。

採択要件

農道の新設又は改良であって、次の条件にすべて適合するもの。

- (1) 受益面積がおおむね 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上)
- (2) 総事業費が 5 千万円以上(保全対策型は、30 百万円以上)
- (3) 全幅員がおおむね 4.5m 以上(振興山村等においては 4m 以上)

事業主体

県

保全対策型については市町村

留意事項

- ・ 本事業を実施する場合、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する計画が必要です。
- ・ 事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能が県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとします。

(3) 基幹農道整備事業の仕組みを教えてください。

事業の目的

農業の近代化又は農業生産物の流通の合理化を図るため、重要かつ農村環境の改善に資する農道網の基幹となる農道の整備を行います。

採択要件

- (1) 受益面積がおおむね 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上)
- (2) 総事業費が 1 億円以上(保全対策型は、30 百万円以上)
- (3) 農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね 4m 以上
(振興山村等では 3m 以上)
- (4) 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるもの

事業主体

県

保全対策型については市町村

留意事項

- ・ 本事業を実施する場合、地域農業の展開方向、生産基盤の状況等を勘案し、必要な生産基盤及び営農環境の整備と経営体の育成・支援を一体的に実施する計画が必要です。
- ・ 事業の実施区域は、原則として整備される農道の路線若しくは区間又は機能が都道府県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとしてします。

6 農道整備事業関係

- ・ 基幹農道整備は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき指定された農業振興地域を主たる対象とし、基幹農道整備以外の整備は、農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の規定に基づき定められた農用地区域を主たる対象とする。

(4) 地方創生推進交付金について教えてください。

目的

地方創生推進交付金は、地方公共団体が、地域再生法第5条第4項第1号の規定により、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条第1項の規定に基づき策定した都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は第10条第1項の規定に基づき策定した市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）に位置付けられた自主的・主体的で先導的な事業の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生（以下「地方創生」という。）に資する事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的としています。

制度の概要

「地域再生計画」に基づいて、各省庁所管の道路整備を効率的に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「地方創生推進交付金」を交付し、事業完了後の成果について、事後評価を行う制度です。本制度の適用を受けるに当たって具体的な要件は下記のとおりです。

(1) 地域再生計画の作成

- ・ 交付金の交付を受けようとする地域再生法第5条第1項に規定されている「地域再生計画」を作成し、内閣府が定める時期に、内閣総理大臣に、申請するものとする。

(2) 要件

下記のア～ウのうち、異なる2以上の施設を一体的に整備

ア 市町村道

市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕

イ 広域農道

6 農道整備事業関係

農道整備事業実施要綱、又は農山漁村地域整備交付金実施要領に定められた事業の採択基準を満たし、土地改良法の規定に基づき整備される農道。

ウ 林道

農山漁村地域整備交付金実施要領に定められた事業の採択基準を満たす林道。

(3) 交付金の交付期間

- ・ 認定された地域再生計画に基づく事業に対して交付金の交付が開始される年度からおおむね5箇年度以内とする。

(5) 農村整備事業の仕組みについて教えてください。

事業の目的

基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化や、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の農村インフラの高度化を支援します。

事業内容

(1) 強靱化型

基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等した跨道橋・跨線橋等の点検・保全、耐震対策、撤去等。

(2) 高度化型

農業生産性を向上する大型農機・トラック・自動走行農機等が導入可能な農道の拡幅等の改良。

採択要件

【強靱化型】

個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」を策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。

- (1) 受益面積がおおむね 50ha 以上(振興山村等においては 30ha 以上) で全幅員がおおむね 4m 以上 (振興山村等においては 3m 以上)
- (2) 災害対策基本法に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの
- (3) 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等への影響が大きいもの
- (4) 施設の再編・集約を行うもの

6 農道整備事業関係

- (5) 総事業費が3千万円以上であること（上記（2）（3）（4）については800万円以上）

【高度化型】

事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。

- (1) 総事業費が3千万円以上であること。

事業主体

市町村及び団体

留意事項

- ・ 既設の農道とは、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線をいう。
- ・ 集落道とは、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、要綱第3の3に定める地域内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。
- ・ 本事業を実施する場合、農村の持続性の向上を図るための、農村インフラの再編・集約・災害対策、維持管理の効率化、農業生産性の向上等への対応方針等を定めた農村インフラ整備計画を作成すること
- ・ 強靱化型を実施する場合、市町村は当該道路の利用状況、管理の状況、周辺環境の状況、保全対策の必要性及び将来の管理の方針について定めた強靱化方針を作成すること。
- ・ 高度化型を実施する場合、市町村は当該道路の整備方針や、関連する農業生産基盤等について定めた高度化方針を作成すること。